

盲人ホームの運営について

(昭和三七年二月二七日)

(社発第一〇九号)

(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会局長通知)

盲人に対する福祉行政は、近年とみにその向上が要望され、関係施策の推進については種々配慮を煩わしてきたところであるが、国においても、今般予算措置を講じ、盲人ホームの運営について助成を行なうこととなり、別紙のとおり「盲人ホーム運営要綱」及び「盲人ホーム管理規程準則」を定めたので、次の事項に留意のうえ、盲人ホームの設備及び運営の向上について遺憾のないよう指導されたい。

一 盲人ホームの性格

盲人ホームは、利用者の自立更生を最終の目的として運営されるべきであり、施設の利用期間が長期にわたる等のため利用者の自立更生の意欲を失わせることがないよう指導されたいこと。

二 盲人ホームの育成助長

盲人ホームの利用の向上をはかるためには、事業所等に進出して利用者の就業の機会を拡大することが望ましいので、その対策に便宜を与える等盲人ホームの育成助長につとめられたいこと。

三 盲人ホーム管理規程準則の趣旨

管理規程の内容は、施設の設置者の創意と研究に委ねられるものであるから、施設の管理規程を定めるにあつては、準則を参考とするほか、当該施設の実態に応じ十分な検討を行なつて適切な内容のものとするよう指導されたいこと。

別紙

盲人ホーム運営要綱

一 定義

盲人ホームは、あん摩師免許、はり師免許又はきゆう師免許を有する視覚障害者(以下「盲人」という。)であつて、自営し、又は雇用されることの困難な者に対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行ない、もつて盲人の自立更生をはかることを目的とする。

二 立地条件

盲人の分布状況及びその利用の便宜上好適な場所でなければならない。

三 設置主体

盲人ホームの設置主体は、都道府県、市及び社会福祉法人に限るものとする。

四 定員

利用者の定員は、二人以上とする。

五 設備

- (一) 建物その他の設備の規模及び構造は、利用者の特性及び施設の目的に合致するように工夫され、かつ、保険衛生上及び安全上適当でなければならない。
- (二) 盲人ホームには、事務室又は盲人控室並びに待合室、施術室、施術設備、電話設備、便所、消火設備及び給排水設備を設けなければならない。
- (三) 待合室及び施術室は、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第二五条の規定に適合するものでなければならない。

六 職員

- (一) 盲人ホームには、次の職員をおかななければならない。

管理者 一

指導員 一

- (二) 管理者は、指導員を兼ねることができる。
- (三) 指導員は、あん摩師免許、はり師免許又はきゆう師免許を有し、かつ、相当の経験を有する者であつて、盲人の更生援護について理解と熱意を有するものでなければならない。

七 管理規程

施設の設置者は、次に掲げる事項を明示した管理規程を定めなければならない。

- (一) 事業の目的及び方針
- (二) 職員の定数、区分及び職務内容
- (三) 利用者が守るべき規律
- (四) 利用料の徴収方法
- (五) その他施設の管理に関する事項

八 備付帳簿

盲人ホームには、管理に関する帳簿、事業に関する帳簿及び経理に関する帳簿を備え付けなければならない。

九 利用者の資格

施設の利用者は、あん摩師免許、はり師免許又はきゆう師免許を有する盲人であつて、自営し、又は雇用されることの困難な者とする。

一 利用手続

(一) 盲人ホームを利用しようとする者は、福祉事務所長が発行する利用適格証明書を添えて、盲人ホームに利用申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

(二) 盲人ホームは、前項の利用の申込みを受けたときは、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

―― 運営

(一) 盲人ホームは、利用者の生活の向上及び更生を図ることにつとめなければならない。

(二) 盲人ホームは、施設の利用の向上をはかるため、職域の開拓につとめなければならない。

(三) 盲人ホームにおいては、その設備を利用して得た利用者の施術料について、その二割をこえない限度において、施術に伴う光熱水料、燃料費等の直接必要な経費を徴収することができる。

盲人ホーム管理規程準則 略